

## 「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例」について

### 1 目的

本条例は、府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関と連携しながら、補助金・税の特例措置・低利融資の三位一体の立地支援策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等及び地域の特性を活かした産業の集積を促進することを目的として、平成14年4月1日から施行しています。

### 2 施策

#### (1) ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進

ものづくり産業等の集積を促進するため、補助金・税の特例措置・低利融資の立地支援策を実施します。

- ◆ものづくり産業等集積促進地域の指定【第3条】
- ◆ものづくり産業等集積促進地域における不動産取得税の不均一課税【第4条】
- ◆ものづくり産業等の集積を促進するための補助金の交付等【第8条】

#### (2) 特定業務施設等（本社等）の府内への移転等を促進させるための施策の推進

本社等の特定業務施設等の府内への移転及び府内での拡充を促進させるため、税の特例措置の立地支援策を実施します。

- ◆特定業務施設等の府内への移転等の促進【第9条】

#### (3) 特定産業の集積を促進するための施策の推進

地域の歴史、文化、自然等の特性を活かす産業であって、府の経済の発展に寄与するものとして一層の集積が必要と認められるものづくり産業等以外の産業（特定産業）の集積を促進するため、特定産業集積計画を策定し、補助金・低利融資の立地支援策を実施します。

- ◆特定産業集積促進計画の策定【第10条】
- ◆特定産業の集積を促進するための補助金の交付等【第11条】